

平成23年4月1日

民主党

政策調査会会長代理

獣医師問題議員連盟会長 城島 光力 様

自由民主党

組織対策本部長 森 英介 様

団体総局長 今村 雅弘 様

公明党

環境部会動物愛護管理推進委員会

委員長 高木 美智代 様

社団法人 日本獣医師会

会長 山根 義久

原発事故避難区域飼育動物の救護対策（要 望）

今回の大震災による被災動物救護につきましては、現在、被災地の獣医師会が地元県・市などの自治体と連携の上、現地動物救援対策本部を立ち上げ動物愛護関係団体や各地のボランティアの協力により、一時保護預かり、保健衛生確保のための診療の提供などの救護活動を開始したところです。

これら震災被災動物の救護活動に対する活動資金の提供をはじめ、救護用資材（動物用医薬品・医療用具、飼料、飼育管理用具など）の供給についての支援につきましては、先に平成23年3月29日付けをもって要請したところですが、一方、福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質汚染により、原発事故発生現地において飼育されている動物及び現地から避難した方が帯同する動物についての放射線被曝の問題が生じ、これら動物に対する救護活動の停滞が懸念されるところであります。

特に立ち入り制限・避難区域（避難指示・屋内退避指示）において飼育者に遺棄された飼育管理の行き届かない被災動物については、強度の衰弱のほか、餓死することすら懸念されるところです。

つきましては、避難区域において飼育され放射線被曝が懸念される被災動物の救護に関し、下記事項について、事態が事態だけに政府自らが行き届かぬことについてご指導頂きたいをお願い申し上げます。

記

原発事故避難区域において飼育され放射線被曝のおそれのある被災動物の救護については、行政当局において現地における放射線汚染状況を踏まえた救護活動取り組みに対する判断を逐次、提示頂くとともに、救護者の放射線被曝防止及び被災動物の受け入れに当たっての除染の処置、動物福祉の観点からの安楽致死処置の適用を含めた救護ガイドラインの提示、更に救護活動については放射線防御の万全をつくしたうえで、専門知識を有する者による実施を求め、万一の放射線被曝については万全を期すること。